

度量衡器又ハ計量器ノ比較検査ニ關スル器差微小ト認ムル限度

度量衡器又ハ計量器ノ比較検査ニ關スル器差微小ト認ムル限度

大正四年六月五日農商務省告示第六十號
 改(大正四年十二月四日農商務省告示第二百八十六號)
 正(昭和四年二月十九日商工省告示第四號)

度量衡器又ハ計量器比較検査規則第二條ニ依リ度量衡器又ハ計量器ノ器差微小ト認ムル限度左ノ如シ

種 類	度 量 衡 器	種 類	微小ト認ムル器差ノ限度	測 定 ノ 標 準
「ルトーメ」斯瓦	秤ノ目盛及ライダ	標準	比重ノ値ニ於テ 〇、〇〇一	標準ニ器差ハ攝氏十五度ニ於ケルモノトス
		標準	容量ノ千分ノ一	
「ルトーメ」斯瓦	秤ノ目盛及ライダ	標準	重量ノ百分ノ一	標準ニ器差ハ攝氏十五度ニ於ケルモノトス
		標準	比重ノ値ニ於テ 〇、〇〇一	
「ルトーメ」斯瓦	秤ノ目盛及ライダ	標準	容量ノ千分ノ一	標準ニ器差ハ攝氏十五度ニ於ケルモノトス
		標準	重量ノ百分ノ一	
「ルトーメ」斯瓦	秤ノ目盛及ライダ	標準	容量ノ千分ノ一	標準ニ器差ハ攝氏十五度ニ於ケルモノトス
		標準	重量ノ百分ノ一	

種 類	度 量 衡 器	種 類	微小ト認ムル器差ノ限度	測 定 ノ 標 準
「ルトーメ」斯瓦	秤ノ目盛及ライダ	標準	比重ノ値ニ於テ 〇、〇〇一	標準ニ器差ハ攝氏十五度ニ於ケルモノトス
		標準	容量ノ千分ノ一	
「ルトーメ」斯瓦	秤ノ目盛及ライダ	標準	重量ノ百分ノ一	標準ニ器差ハ攝氏十五度ニ於ケルモノトス
		標準	比重ノ値ニ於テ 〇、〇〇一	
「ルトーメ」斯瓦	秤ノ目盛及ライダ	標準	容量ノ千分ノ一	標準ニ器差ハ攝氏十五度ニ於ケルモノトス
		標準	重量ノ百分ノ一	
「ルトーメ」斯瓦	秤ノ目盛及ライダ	標準	容量ノ千分ノ一	標準ニ器差ハ攝氏十五度ニ於ケルモノトス
		標準	重量ノ百分ノ一	

度量衡器又ハ計量器ノ比較検査ニ關スル器差微小ト認ムル限度

一 上記ノ目盛及器差ハ攝氏ヲ以テ表ハセルモノニシテ華氏又ハ列氏ノ目盛アルモノハ攝氏ニ換算シテ定ムルモノトス

二 寒暖計ノ温度ハ水素寒暖計ノ表ハス温度ヲ標準トシ目盛ノ値ハ検査セントスル目盛ノ位置迄其ノ目盛ニ相當スル温度ヲ保タシメ之ヲ指定ス

一 比重ノ値ハ特ニ指定アリタル場合ノ外攝氏四度ノ水ヲ基準トシテ之ヲ定ム

二 「ボーム」式ノ目盛又ハ酒精計ノ容量百分率ノ目盛ノ値ハ攝氏十五度ヲ標準トシ「ボーム」重液計(比重一ヨリ大ナル液ニ使用スルモノ)ニ在リテハ左ノ(1)、輕液計ニ在リテハ左ノ(2)ノ公式

度量衡器又ハ計量器ノ比較検査ニ關スル器差微小ト認ムル限度

計力	秤		縮目検査器	「マイクロナイト」 「ビクノメートル」	乳脂計、沈澱管、 瓦斯「ビュレット」 又ハ「ユーヂオメ ートル」
	最小目盛力最大壓力ノ五十分ノ一以下 ノモノ 最小目盛力最大壓力ノ五十分ノ一ヲ超 エタルモノ	百分率又 ハ「ポ メ式」ノ 目盛ノア ルモノ			
最小目盛力最大壓力ノ五十分ノ一以下 ノモノ	最小目盛〇、五「プロセン ト」又ハ〇、五度未満ノモ ノ	一、〇「プロセント」 又ハ一、〇度	一、邊ノ長サ又ハ其ノ二分ノ 一ヲ超エタル長サ	全長又ハ分長	全量又ハ全量ノ二分ノ一ヲ 超エタル分量
最小目盛力最大壓力ノ五十分ノ一 ヲ超 エタルモノ	〇、五「プロセント」 又ハ〇、五度	〇、〇五ミリメートル	一、邊ノ二分ノ一以下ノ長サ	容量ノ千分ノ一	分量ノ五分ノ一
最大壓力ノ五十分ノ一	最小目盛ノ二分ノ一	最小目盛ノ値	〇、〇五ミリメートル	最小目盛ノ値	全量ノ千分ノ一
壓力ノ値ハ重力ノ標準値ヲ九八〇、 六六五 % トシテ之ヲ定ム	<p>依リテ之ヲ定ム</p> $(1) d = \frac{144.3}{144.3 - B}$ <p>式 中 d ハ攝氏 十五度ノ水ニ 對スル比重ニ 對スル表</p> $(2) d = \frac{146.3}{146.3 + B}$ <p>ハス 度數ヲ表</p> <p>三、浮秤ノ目盛ノ値ハ其ノ目盛盤ニ 視定方法ヲ表記セル場合ノ外表 面張力ニ依リテ上昇セル液面ノ 上縁ニ於テ之ヲ規定ス但シ成績 ノ書ヲ交付スルモノニ在リテハ此 ノ限リニ在ラス</p>		全長又ハ分長	容量ノ千分ノ一	全量ノ千分ノ一

ラ	ト		ル		ボ」		肺 量 計	「スピードイン チ ケートル」	
	容 量	耐 壓 力 供 試 體 成 形 用 型	一 邊 ノ 長	切 斷 部 ノ 最 小 矩 形 ノ 一 邊	稠 度 計	目 盛			金 屬 棒 ノ 徑
〇、二ミリメートル	百分ノ一	〇、四ミリメートル	〇、二ミリメートル	〇、〇五ミリメートル	全長ニ對シ〇、五ミリメー トル 全長ノ二分ノ一以下ノ目盛 ニ對シ〇、一ミリメートル	〇、二ミリメートル	全量ノ五十分ノ一	全量ノ百分ノ一	時間ハ平均太陽時ニ依ル
〇、二ミリメートル	百分ノ一	〇、四ミリメートル	〇、二ミリメートル	〇、〇五ミリメートル	全長ニ對シ〇、五ミリメー トル 全長ノ二分ノ一以下ノ目盛 ニ對シ〇、一ミリメートル	〇、二ミリメートル	全量ノ五十分ノ一	全量ノ百分ノ一	時間ハ平均太陽時ニ依ル
構造ハ前記告示第七條ニ規 定セラレタル供試體ヲ作ル	構造ハ前記告示第七條ニ規 定セラレタル供試體ヲ作ル	構造ハ前記告示第七條ニ規 定セラレタル供試體ヲ作ル	構造ハ前記告示第七條ニ規 定セラレタル供試體ヲ作ル	構造ハ前記告示第七條ニ規 定セラレタル供試體ヲ作ル	構造ハ前記告示第七條ニ規 定セラレタル供試體ヲ作ル	構造ハ前記告示第七條ニ規 定セラレタル供試體ヲ作ル	構造ハ前記告示第七條ニ規 定セラレタル供試體ヲ作ル	構造ハ前記告示第七條ニ規 定セラレタル供試體ヲ作ル	構造ハ前記告示第七條ニ規 定セラレタル供試體ヲ作ル

度量衡器又ハ計量器ノ比較検査ニ關スル器差微小ト認ムル限度

度量衡器又ハ計量器ノ比較検査
ニ關スル器差微小ト認ムル限度

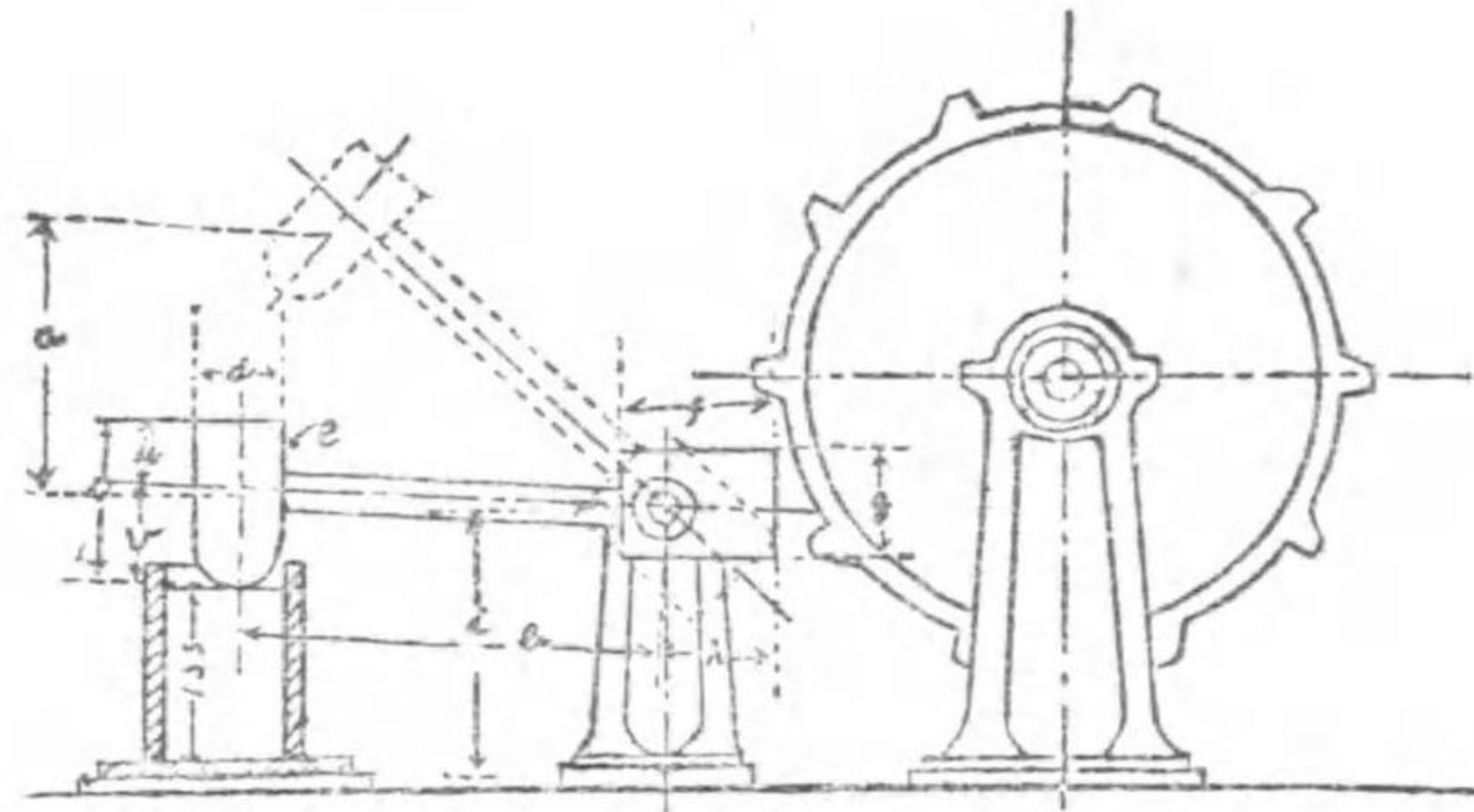
機 驗 試			
鐵 籠	篩		
重 量	孔眼ノ内法	針金ノ徑	「セメント」篩別用篩
五グラム	四千九百孔 百四十四孔 六十四孔	四千九百孔 百四十四孔 六十四孔	一センチメートルニ配列セ ラルヘキ孔ノ總幅ニ對シ 緯線 ○○、三ミリメートル 〇〇、三ミリメートル 〇〇、三ミリメートル
ノシ全重量ハ二百五グラムト	構造ハ前記告示第八條ニ規 定セラレタルモノヲ標準ト シテ定ムルモノトス 孔眼ノ幅ハ針金ノ中央ニヨ モノタルヘシ 〇、八ミリメートル 〇、九ミリメートル 〇、四ミリメートル 〇、五ミリメートル 〇、八ミリメートル 〇、九ミリメートル 〇、四ミリメートル 〇、五ミリメートル	構造ハ前記告示第三條及第 十條ニ規定セラレタルモノ ヲ標準トス但シ孔眼ノ内法 ハ六十四孔ノ篩ニ在リテハ 〇、八ミリメートルニ在リテハ 〇、四ミリメートルニ在リテハ 〇、五ミリメートルニ在リテハ 〇、九ミリメートルニ在リテハ 〇、四ミリメートルニ在リテハ 〇、五ミリメートルニ在リテハ 〇、八ミリメートルニ在リテハ 〇、九ミリメートルニ在リテハ	構造ハ前記告示第七條ニ規 定セラレタル供試體ヲ作ル ニ適合シ且鐵槌機ハ百五十 回敲打式ノモノニシテ其ノ 形狀及寸法ハ概ネ第三圖及 附屬表ニ相當スルモノタル ヘシ

「ト ン メ セ ・ ド ン					
標準鐵槌機	抗張力試験機		抗張力供試體成形用型		
鐵槌頭ノ落高	鐵槌頭ノ重量	鉄 具	臂ノ比	切斷部ノ最小斷面積	
五ミリメートル	五グラム	一第二圖ニ示セルA Bノ長 ニ對シ一ミリメートル 二中心面ニ對シ左右各部ノ 相對點ノ間隔ニ於テ各部 分ノ五	二百分ノ一	百分ノ一	
標準砂篩別用篩 緯線 〇〇、三ミリメートル 〇〇、三ミリメートル 〇〇、三ミリメートル	一センチメートルニ配列セ ラルヘキ孔ノ總幅ニ對シ 緯線 ○○、三ミリメートル 〇〇、三ミリメートル 〇〇、三ミリメートル	上記中心面トハ第二圖ニ示 セルA Bノ中點ヲ含ミA B 點トヲ結ブ直線ヲ稱ス 垂直ニ交ル平面ヲ稱ス 構造ハ前記告示第七條ニ規 定セラレタル供試體ヲ作ル ニ適合シ且鐵槌機ハ百五十 回敲打式ノモノニシテ其ノ 形狀及寸法ハ概ネ第三圖及 附屬表ニ相當スルモノタル ヘシ	一第二圖ニ示セルA Bノ長 ニ對シ一ミリメートル 二中心面ニ對シ左右各部ノ 相對點ノ間隔ニ於テ各部 分ノ五	構造ハ左記各號ノ外前記告 示第七條ニ規定セラレタル モノヲ標準トス 一ノ重積杆ノ臂ノ比ハ五 十分ノ一ノ割合ヲ保ツ モノタルヘシ 二供試體鉄具ニハ鋼材ヲ 用ヒ其ノ形狀及寸法ハ 第二圖ニ相當シ且尖端 ノミニ於テ供試體ヲ支 持スルコトナキモノタ ルヘシ	適合スヘキモノニシテ且 型ノ形狀及寸法ハ第一圖ニ 相當スルモノタルヘシ 構造ハ左記各號ノ外前記告 示第七條ニ規定セラレタル モノヲ標準トス 一ノ重積杆ノ臂ノ比ハ五 十分ノ一ノ割合ヲ保ツ モノタルヘシ 二供試體鉄具ニハ鋼材ヲ 用ヒ其ノ形狀及寸法ハ 第二圖ニ相當シ且尖端 ノミニ於テ供試體ヲ支 持スルコトナキモノタ ルヘシ

度量衡器又ハ計量器ノ比較検査
ニ關スル器差微小ト認ムル限度

度量衡器又ハ計量器ノ比較検査
ニ關スル器差微小ト認ムル限度

第三圖



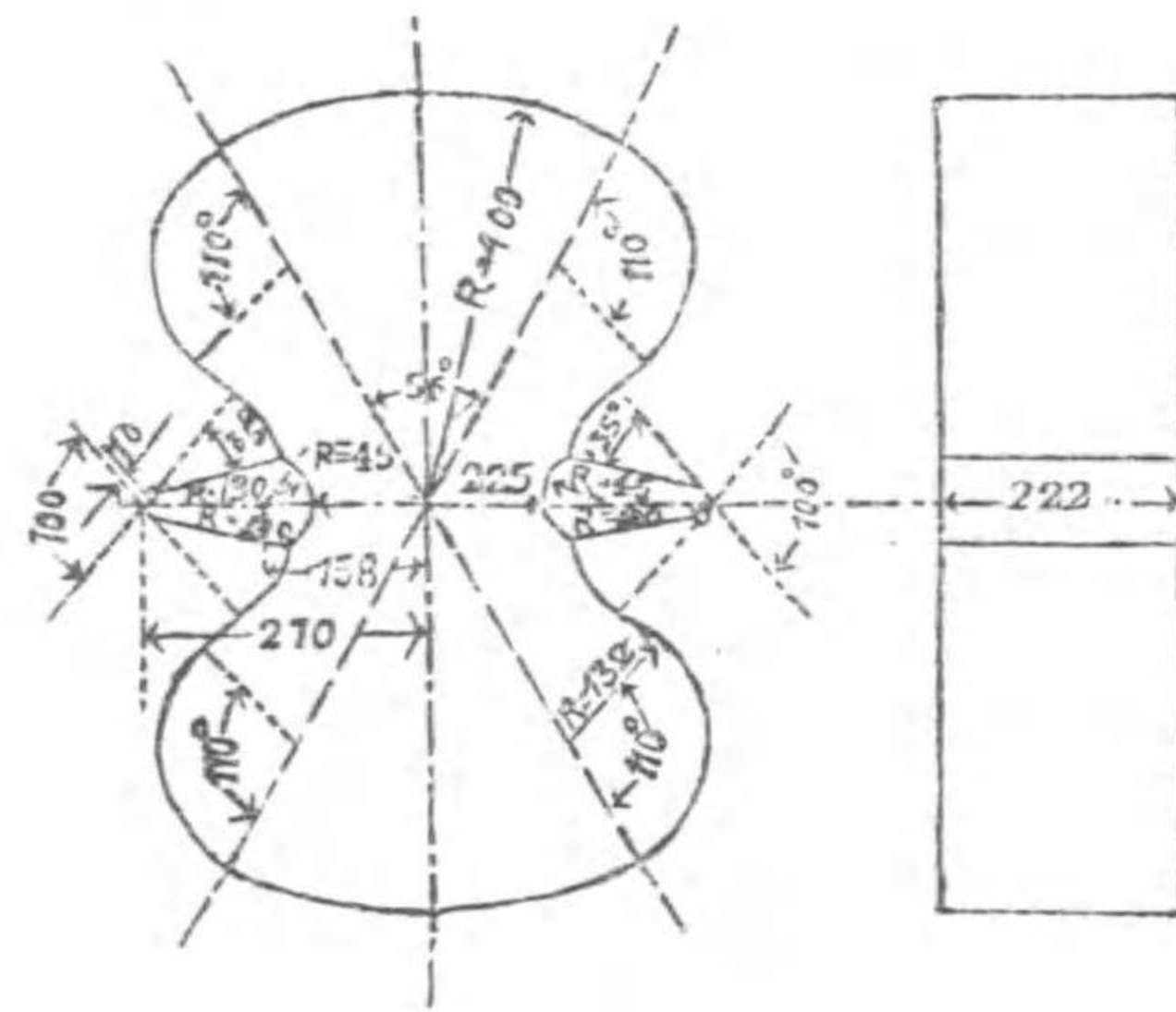
單位ミリメートル

附表

鈍ノ落高	a	168
鈍杆ノ長	b	250
鈍頭ノ高	c	112
鈍頭ノ幅	d	51
鈍頭ノ厚	e	51
鈍尾ノ長	f	85
鈍尾ノ高	g	70
鈍尾杆ノ長	h	61
鈍尾中心高	i	170
	u	46
	v	66

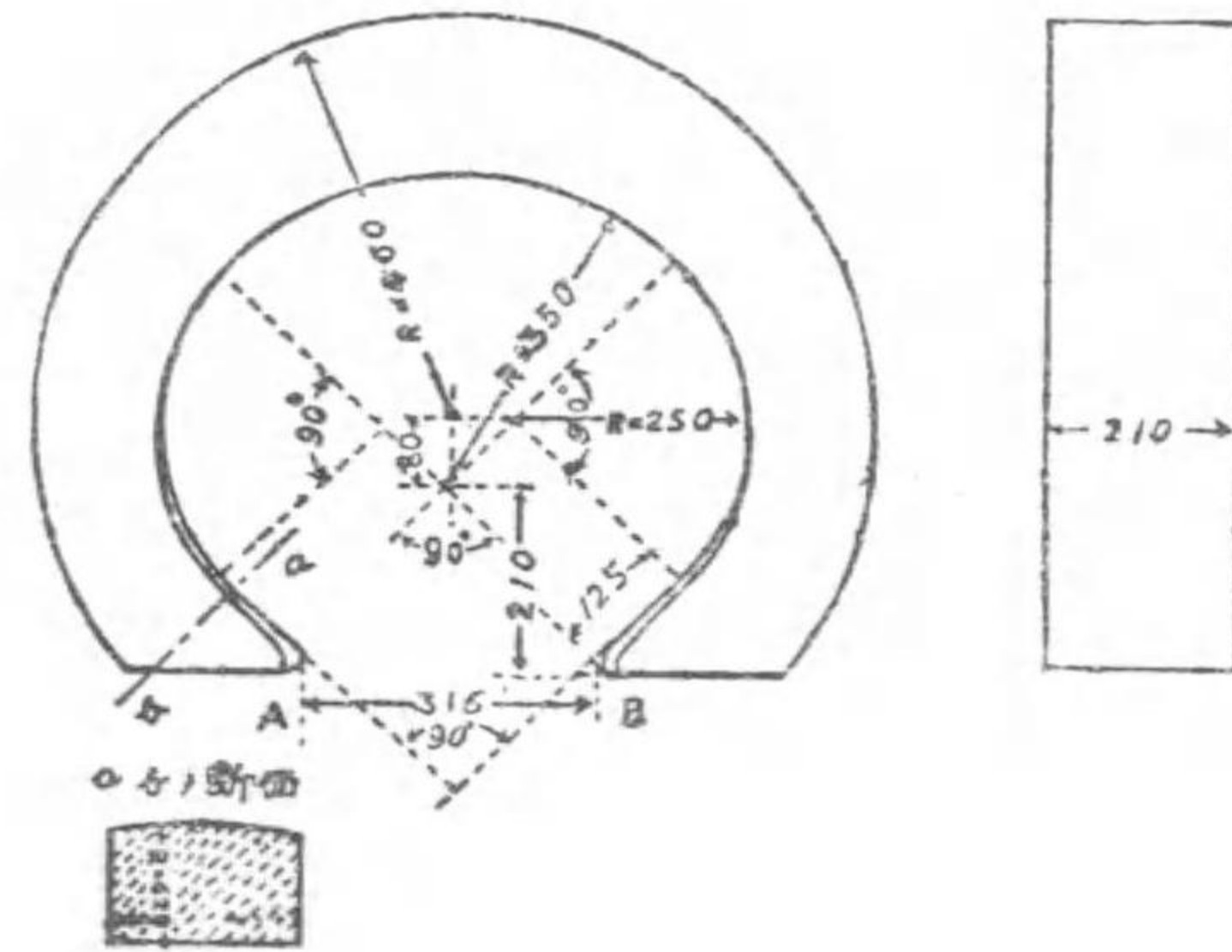
度量衡器又ハ計量器ノ比較検査
ニ關スル器差微小ト認ムル限度

第一圖



單位十分の一ミリメートル

第二圖



單位十分の一ミリメートル

甲種檢定請求者及度量衡器又ハ
計量器ノ比較検査依頼者心得

二〇〇

甲種檢定請求者及度量衡器又ハ 計量器ノ比較検査依頼者心得

明治四十二年七月二十二日農商務省告示第三百三十二號
同四十三年十二月九日農商務省告示第六六四號ヲ以テ改正

第一條 度量衡器ノ甲種檢定ヲ請求シ又ハ度量衡器若ハ計量器ノ比較検査ノ依頼ヲ爲ス者ハ小包郵便其
ノ他ノ運送方法ニ依リ其ノ檢定又ハ検査ヲ受クヘキ器物ヲ差出スコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ請求者又ハ依頼者カ檢定所又ハ其ノ支所ノ所在地ニ居住セサルトキハ檢定所又ハ其
ノ支所ノ所在地ニ器物ノ引取人ヲ定メ其ノ住所氏名ヲ前項器物ノ差出ト同時ニ檢定所又ハ其ノ支所ニ
届出ツヘシ

第二條 中央度量衡檢定所又ハ其ノ支所ニ於テ檢定又ハ検査ヲ爲スヘキ器物ヲ受理シタル後ハ其ノ引換
ヲ請求スルコトヲ得ス但シ化學用量器ニシテ破損ヲ生シタルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第三條 比較検査ノ依頼ヲ爲ス器物ニハ番號又ハ符號ヲ附スヘシ但シ之ヲ附シ難キモノニ在リテハ其ノ
容器ニ附スルコトヲ得

第四條 檢定請求又ハ比較検査依頼ノ器物ニシテ組立方法ヲ申出テサルモノニ在リテハ當該官吏ハ任意

ノ組立ヲ爲スヘシ

第五條 中央度量衡檢定所又ハ其ノ支所ヨリ器物引取方ノ通知ヲ爲シタル場合ニ於テハ指定ノ期間内ニ
其ノ引取ヲ爲スヘシ

前項ノ期間内ニ器物ノ引取ヲ爲ササル場合ニ於テハ檢定所又ハ其ノ支所ハ其ノ器物ヲ請求者、依頼者
又ハ器物ノ引取人ノ費用負擔ニ於テ之ヲ返送スルコトアルヘシ

甲種檢定請求者及度量衡器又ハ
計量器ノ比較検査依頼者心得

二〇一

間接國稅犯則者處分法拔萃

明治三十三年三月十七日法律第六十七號同三十七年法律第十一號同四十一年法律第八號ヲ以テ改正

第一條 間接國稅ニ關スル犯則アルトキハ收稅官吏ハ犯則事實ヲ證明スヘキ物件、帳簿、書類等ノ差押ヲ爲スコトヲ得

第二條 收稅官吏ハ犯則事實ヲ證明スヘキ物件、帳簿、書類等ヲ藏匿スト認ムル場所ニ臨檢シ搜索ヲ爲スコトヲ得

第三條 收稅官吏臨檢、搜索、尋問又ハ差押ヲ爲ストキハ其ノ身分ヲ證明スヘキ證票ヲ携帯スヘシ

第五條 收稅官吏臨檢、搜索、尋問又ハ差押ヲ爲スニ當リ必要ナルトキハ警察官吏ノ援助ヲ求ムルコトヲ得

第六條 收稅官吏搜索ヲ爲ストキハ搜索スヘキ家宅、倉庫、船車其ノ他ノ場所ノ所有主、借主、管理者、事務員又ハ同居ノ親族、雇人、隣佑ニシテ成年ニ達シタル者ヲシテ立會ハシムヘシ

前項ニ掲クル者其ノ地ニ在ラサルトキ又ハ立會ヲ拒ミタルトキハ其ノ地ノ警察官吏又ハ市町村吏員ヲシテ立會ハシムヘシ

第七條 收稅官吏犯則事實ヲ證明スヘキ物件、帳簿、書類等ヲ差押ヘタルトキハ其ノ差押目錄ヲ作ルヘシ但シ所有者ハ其ノ差押目錄ノ謄本ヲ請求スルコトヲ得

差押物件ハ便宜ニ依リ保管證ヲ徵シ所有者又ハ市町村ヲシテ保管セシムルコトヲ得差押物件ノ保管證ニ關シテハ印紙稅ヲ納ムルコトヲ要セス

差押物件腐敗其ノ他損傷ノ虞アルトキハ稅務署長ハ之ヲ公賣ニ付シ其ノ代金ヲ供託スルコトヲ得

第八條 收稅官吏ハ日没ヨリ日出マテノ間臨檢、搜索又ハ差押ヲ爲スコトヲ得ス但シ現行犯ノ場合ハ此ノ限ニ在ラス

日没前ヨリ開始シタル臨檢、搜索又ハ差押ニシテ必要ナル場合ハ日没後迄之ヲ繼續スルコトヲ得

第九條 收稅官吏臨檢、搜索、尋問又ハ差押ヲ爲ス間ハ何人ニ限ラス許可ヲ得スシテ其ノ場所ニ出入スルヲ禁スルコトヲ得

第十條 收稅官吏臨檢、搜索、尋問又ハ差押ヲ爲シタルトキハ其ノ顛末ヲ記載シ立會人又ハ尋問ヲ受ケタル者ニ示シ共ニ署名捺印スヘシ立會人又ハ尋問ヲ受ケタル者署名捺印セス又ハ署名捺印スルコト能ハサルトキハ其ノ旨ヲ附記スヘシ

第十二條 收稅官吏前各條ニ依リ臨檢、搜索、尋問又ハ差押ヲ爲スハ其ノ所屬稅務監督局又ハ所屬稅務署ノ管轄區域内ニ限ル但シ既ニ著手シタル犯則事件ニ關聯シ他ノ稅務監督局又ハ稅務署ノ管轄區域ニ

於テ臨檢、搜索、尋問又ハ差押ヲ爲スコトヲ必要トスルトキハ此ノ限ニ在ラス
稅務署長ハ其ノ管轄區域外ニ於テ犯則事件ノ調査ヲ必要トスルトキハ之ヲ其ノ地ノ稅務署長ニ囑託ス
ルコトヲ得

間接國稅犯則者處分法施行規則拔萃

明治三十三年三月二十三日勅令第五十二號
改 明治三十四年第一七〇號、同三十五年第一四五號
第二五三號、同三十七年第九二號、同三十八年
第九號、第一三五號、同四十一年第四二號、大
正元年第一三號、同三年第一五三號、同十二年
正 第五二三號、同十五年第四〇號

第二條 收稅官吏物件、帳簿、書類等ヲ差押ヘタル場合ニ於テ所有者、所持者又ハ市町村ヲシテ保管セ

シムルトキハ之ニ封印ヲ爲シ若ハ其ノ他ノ方法ヲ以テ差押ヲ明白ニスヘシ

第三條 差押目録ニハ物件ノ品名、數量、帳簿、書類ノ名稱、箇數、差押ノ場所及時、所持者ノ住所又
ハ居所、氏名ヲ記載スヘシ

第四條 收稅官吏物件、帳簿、書類等ヲ差押ヘタル場合ニ於テ之ヲ官廳又ハ市町村ニ送致スルトキハ差
押目録ノ謄本ヲ其ノ所持者ニ交付スヘシ

第五條 收稅官吏市町村ヲシテ差押物件ノ保管ヲ爲サシムルトキハ其ノ旨ヲ差押當時ノ所持者ニ通知ス
ヘシ

第八條 收稅官吏臨檢、搜索、尋問又ハ差押ヲ爲シタルトキ調製スル顛末書ニハ臨檢、搜索、尋問又ハ

差押ノ事實、場所及時並供述ノ要領ヲ記載スヘシ

第十二條 犯則事件ノ調査及處分ニ關スル書類ニハ每葉契印スヘシ文字ノ挿入、削除又ハ欄外ノ記入ヲ爲シタルトキハ之ニ認印スヘシ

文字ヲ削除スルトキハ其ノ字體ヲ存シ置キ其ノ字數ヲ記載スヘシ

法人ニ於テ租稅ニ關シ事犯アリタル トキノ處罰制

明治三十三年三月十三日法律第五十二號

第一條 法人ノ代表者又ハ其ノ雇人其ノ他ノ從業者法人ノ業務ニ關シ租稅（及葉煙草專賣）ニ關スル法規ヲ犯シタル場合ニ於テハ各法規ニ規定シタル罰則ヲ法人ニ適用ス但シ其ノ罰則ニ於テ罰金科料以外ノ刑ニ處スヘキコトヲ規定シタルトキハ法人ヲ三百圓以下ノ罰金ニ處ス

第二條 法人ヲ處罰スヘキ場合ニ於テハ法人ノ代表者ヲ以テ被告人トス

第三條 法人ヲ處罰スルノ裁判確定シタル日ヨリ罰金ニ關シテハ一月以内科料ニ關シテハ十日以内ニ之ヲ完納セサルトキハ民事訴訟法第六編ノ規定ニ從ヒテ其ノ執行ヲ爲ス此ノ場合ニ於テハ檢事ノ命令ヲ以テ執行力ヲ有スル債務名義ト同一ノ効力アルモノトス
前項ニ依リ執行ヲ爲スニハ執行前裁判ノ送達ヲ爲スコトヲ要セス

政府ニ納ムヘキ保證金其他ノ擔保ニ充用スル國債ノ
價格ニ關スル件 登錄國債ノ擔保充用ニ關スル件

二〇八

政府ニ納ムヘキ保證金其他ノ擔保ニ
充用スル國債ノ價格ニ關スル件

明治四十一年十一月二十八日勅令第二百八十七號
明治四十五年六月勅令第三百三十六號改正

政府ニ納ムヘキ保證金其ノ他ノ擔保ニ充用スル國債、帝國鐵道會計法第二條ノ二ノ證券及大藏證券ノ
價格ハ其ノ債權金額ニ依ル

登錄國債ノ擔保充用ニ關スル件

明治四十二年三月二十日法律第八號

法令ノ規定ニ依リ擔保トシテ國債證券ヲ供託又ハ寄託スル場合ニ於テハ證券ヲ發行セサル登錄國債ニ付
テ擔保ノ登錄ヲ受ケ之ニ代フルコトヲ得

(參照ノ分)

舊度量衡法抄錄

舊度量衡法施行細則抄錄

舊度量衡法抄録 (参照ノ分)

第一條 度量ハ尺、衡ハ貫ヲ以テ基本トス

第二條 度量衡ノ原器ハ白金、コイリヂウム、合金製ノ棒及分銅トス其ノ棒ノ面ニ記シタル標線間ノ攝氏

〇、一五度ニ於ケル長サ三十三分ノ十ヲ尺トシ分銅ノ質量四分ノ十五ヲ貫トス

第三條 度量衡ノ名稱命位ヲ定ムルコト左ノ如シ

度

毛 尺ノ一萬分ノ一

厘 尺ノ千分ノ一

分 尺ノ百分ノ一

寸 尺ノ十分ノ一

尺

丈 十尺

間 六尺

町 三百六十尺

里 一萬二千九百六十尺

地積

勺 歩ノ百分ノ一

合 歩ノ十分ノ一

步又ハ坪 三十六平方尺

畝 三十步

段 三百步

町 三千步

量

勺 升ノ百分ノ一

合 升ノ十分ノ一

升 六萬四千八百二十七立方分

斗 十升

石 百升

衡

- 毛 貫ノ百萬分ノ一
- 厘 貫ノ十萬分ノ一
- 分 貫ノ一萬分ノ一
- 匁 貫ノ千分ノ一
- 貫 百六十匁
- 斤 百六十匁

第四條

「メートル」法度量衡ノ名稱命位及比較ヲ定ムルコト左ノ如シ

度

- 「ミリメートル」 「メートル」ノ千分ノ一
- 「センチメートル」 「メートル」ノ百分ノ一
- 「デシメートル」 「メートル」ノ十分ノ一
- 「メートル」 尺ノ十分ノ三十三
- 「デカメートル」 十「メートル」
- 「ヘクトメートル」 百「メートル」

「キロメートル」

千「メートル」

地積

- 「センチアール」 「アール」ノ百分ノ一
- 「アール」 歩ノ四分ノ百二十一
- 「ヘクタール」 百「アール」

量

- 「センチリットル」 「リットル」ノ百分ノ一
- 「デシリットル」 「リットル」ノ十分ノ一
- 「リットル」 升ノ二千四百〇一分ノ千三百三十一
- 「デカリットル」 十「リットル」
- 「ヘクトリットル」 百「リットル」

衡

- 「ミリグラム」 「キログラム」ノ百萬分ノ一
- 「センチグラム」 「キログラム」ノ十萬分ノ一
- 「デシグラム」 「キログラム」ノ一萬分ノ一

「グラム」 「キログラム」ノ千分ノ一
「デカグラム」 「キログラム」ノ百分ノ一
「ヘクトグラム」 「キログラム」ノ十分ノ一
「キログラム」 貫ノ十五分ノ四

第五條 度量衡ノ原器ハ農商務大臣之ヲ保管ス

農商務大臣ハ度量衡ノ原器ニ依リ製作シタル副原器二組ヲ以テ原器ニ代用ス

副原器ノ一組ハ農商務大臣之ヲ保管シ他ノ一組ハ文部大臣之ヲ保管ス

第十五條 當該官吏ノ訊問ニ對シ虚偽ノ答辯ヲ爲シ又ハ當該官吏ノ職務執行ヲ拒ミ之ヲ忌避シ若ハ之ニ

支障ヲ加ヘタル者ハ百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

第二十條 第三條及第四條ニ依ラサル度量衡ニ關シテハ勅令ヲ以テ別段ノ規定ヲ設クルコトヲ得

◎舊度量衡法施行細則抄録 (参照ノ分)

第二十五條 度器又ハ秤ノ目盛ハ度又ハ量ノ名稱ノ一倍、二倍、五倍又ハ其ノ倍數ノ二分ノ一、十分ノ

一、百分ノ一若ハ千分ノ一ト爲スヘシ但シ縮尺ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

秤ノ目盛ハ衡ノ名稱ノ一倍、二倍、五倍又ハ其ノ倍數ノ十分ノ一、十倍若ハ百倍ト爲スヘシ但シ斤ノ

名稱ニ依ルモノニ付テハ其ノ四分ノ一、八分ノ一又ハ十六分ノ一ト爲スコトヲ得

前二項ノ規定ハ之ヲ「ヤード、ポンド」法度量衡器ニ適用セス

第三十一條 度量衡器ノ構造ハ第二十五條乃至第二十九條及前條ノ外左ノ各號ニ依ルヘシ

度 器

一 度器ノ材料ハ曲リ尺ニ在リテハ彈性アル木又ハ金屬直尺、縮尺及疊尺ニ在リテハ玻璃、象牙、骨
「セルロイド」又ハ彈性アル竹、木若ハ金屬卷尺ニ在リテハ鋼鐵、麻又ハ竹鏈尺ニ在リテハ鋼鐵ヲ
用ウヘシ

二 木製又ハ竹製ノ度器ノ厚ハ其ノ最モ厚キ部分ニ於テ疊尺、卷尺及縮尺ニ在リテハ五厘以上其ノ他
ノモノニ在リテハ全長一尺以上、三「デシメートル」以上、鯨尺一尺以上又ハ一「フット」以上ノ
モノハ七厘以上全長二尺以上、六「デシメートル」以上、鯨尺二尺以上又ハ二「フット」以上ノモ

- ノハ一分二厘以上ト爲スヘシ
- 三 徑ヲ度ルニ用ウル直尺ノ本枝、副枝曲リ尺及直角形ノ縮尺ノ角度ハ之ヲ直角形ト爲スヘシ
 - 四 麻製卷尺ハ其ノ全長十八尺、五「メートル」、鯨尺十八尺又ハ十八「フット」ヲ超エタルモノニ在リテハ十八尺又ハ五「メートル」、鯨尺十八尺又ハ十八「フット」ニ付五百匁ノ重量ヲ以テ張力ヲ加フルモ三分五厘以上ノ伸張ヲ生セサル構造ト爲スヘシ
 - 五 分離シ得サル構造ノ疊尺又ハ連接直形ノ縮尺ノ連接部ハ容易ニ緩ミ難キ構造ト爲スヘシ
 - 六 鏈尺及線狀ノ卷尺ノ目盛又ハ目盛ノ標識ハ離脱セサル方法ニ依リ金屬片ヲ附著シテ之ヲ爲スヘシ
 - 七 縮尺ニハ其ノ目盛ノ表示スル値ヲ其ノ目盛ニ縮尺以外ノ度器ニハ其ノ全長ヲ其ノ目盛ノ各段ノ一端ニ表記スヘシ但シ各段ノ目盛ノ表示スル値カ同一ナルトキ又ハ其ノ全長カ同一ナルトキハ之ヲ其ノ中央部一箇所ニ表記スルコトヲ得
 - 八 分離シ得ヘキ構造ノ度器ニハ番號ヲ附スヘシ其ノ番號ハ各部分同一ナルコトヲ要ス

量 器

榼及斗概

- 一 榼ノ材料ニハ金屬、陶器、磁器、玻璃、檜、楸、羅漢柏又ハ姫子松ヲ用ウヘシ但シ全量五匁未満又ハ一「デシリットル」未満ノモノニ在リテハ木材木製液用榼ニシテ漆塗リニ非サルモノニ在リテハ楸、羅漢柏、姫子松又ハ板目ノ板、木製方形穀類用榼ニ在リテハ楸又ハ姫子松ヲ用ウルコトヲ得ス
- 二 斗概ノ材料ハ櫻又ハ檜ノ如キ木材ヲ用ウヘシ
- 三 木製液用榼ノ材料ハ液類ノ浸透シ難キモノヲ用ウヘシ
- 四 玻璃製榼ノ材料ニハ溫度ノ變化ニ依リ容易ニ破損シ難キモノ及明瞭ニ水際ヲ視定シ得ルモノヲ用ウヘシ
- 五 木製榼ノ材料ノ厚ハ全量二升以上又ハ五「リットル」以上ノモノニ在リテハ五分以上（雜用榼ヲ除ク）全量一升又ハ五合ノモノニシテ方形穀類用榼ニ在リテハ三分以上其ノ他ノ榼及全量二「リットル」又ハ一「リットル」ノモノニ在リテハ二分五厘以上全量二合五匁以下又ハ五「デシリットル」以下ノモノニ在リテハ二分以上ト爲スヘシ

- 六 木製方形榼ニハ剝合セサル板ヲ用ウヘシ
- 七 木製榼ノ木材ハ同種ノモノヲ用ウヘシ但シ穀用又ハ雜用ノモノノ底板ハ此ノ限ニ在ラス
- 八 五合以上又ハ一「リットル」以上ノ金屬製榼ノ厚ハ三厘以上ト爲スヘシ但シ材料ヲ二重ト爲ス場合ニ在リテハ各其ノ厚一厘五毛以上ノモノヲ用ウルコトヲ得
- 九 榼ノ形狀ハ圓錐形ト爲スヘシ但シ陶器、磁器又ハ玻璃製ノモノニ在リテハ圓錐形、全量一升以下

ノ木製ノモノニ在リテハ方形ト爲スコトヲ得

十 目盛アル玻璃製柵以外ノ圓壩形柵ノ全量ヲ示ス位置ニ於ケル徑及深ハ之ヲ同一ト爲スヘシ但シ全量一升以下又ハ二「リットル」以下ノ金屬製柵ノ徑ハ深ノ二分ノ一全量二合五勺以下又ハ五「デシリットル」以下ノ金屬製柵ノ徑ハ深ノ二倍ト爲スコトヲ得

十一 前號ノ徑ノ寸法ハ玻璃製柵、陶器柵、磁器柵及瑠璃塗リ柵ニ在リテハ二分以下又ハ四「ミリメートル」以下其ノ他ノ柵ニ在リテハ一分以下又ハ二「ミリメートル」以下ヲ増減スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ深ノ寸法ハ前號ノ規定ニ依ラサルコトヲ得

十二 目盛アル玻璃製柵、目盛ナキ玻璃製ノ圓錐形柵、陶器若ハ磁器ノ圓錐形柵ノ徑ハ全量ヲ表示スル目盛ノ位置ニ於テ其ノ深ヨリ大ニスルコトヲ得ス此ノ場合ニ於テ目盛アル玻璃製ノ圓壩形柵ノ徑ハ深ノ三分ノ一ヨリ小ナラサルモノト爲スヘシ

十三 方形柵ノ方ノ寸法ハ左ノ定限ニ依ルヘシ但シ其ノ寸法ハ五厘以下ノ増減ヲ爲スコトヲ得

- 種類 方ノ寸方
- 五 勺 一寸六分
 - 一 合 二寸一分
 - 二 合 二寸八分七厘

- 二合五勺 三寸五厘
- 五 合 三寸九分五厘
- 一 升 四寸九分

十四 斗概ノ寸法ハ左ノ定限ニ依ルヘシ

種類	小		大	
	長	徑又ハ厚	長	徑又ハ厚
圓壩狀	六寸五分至八寸五分	一寸一分至一寸五分	一尺二寸至一尺四寸	一寸九分至二寸一分
板狀	六寸五分至八寸五分	四分乃至五分	一尺二寸至一尺七寸	五分乃至七分
				幅 二寸九分乃至三寸五分

十五 柵ノ口縁、側面及底部ハ容易ニ變形セサル構造ト爲シ其ノ口縁ヲ以テ全量ト爲スモノニ在リテハ其ノ口縁ハ之ヲ平滑ト爲スヘシ

十六 銅製又ハ銅ノ合金製ノ柵及鐵製柵ハ其ノ内面ニ錫、「ニッケル」、「アルミニウム」、瑠璃其ノ他柵ノ腐蝕ヲ防止スルニ適當ナル物質ヲ鍍著スヘシ

十七 木製穀類用柵ハ其ノ全量ヲ一斗以下又ハ二十「リットル」以下ト爲スヘシ

十八 全量五升以上又ハ十「リットル」以上ノ木製圓壩形柵ノ側板ヲ繼合ハストキハ合釘ヲ用ウヘシ

十九 木製圓筒形穀類用柵ノ口縁ヨリ外側ノ上部ニハ容易ニ離脱セサル方法ニ依リ繼目ナキ鐵板ヲ被ヒ其ノ底板ヲ嵌メ込ミタル位置ニ於ケル外側ニハ鐵帶ヲ緊束シ側板ヲ通シテ底板ニ之ヲ釘著シ全量五升以上又ハ十「リツトル」以上ノモノニ在リテハ尙其ノ底ノ外面ニハ繼目ナキ二箇ノ鐵帶ヲ交叉セシメ其ノ各鐵帶ノ兩端ハ外側ヲ通シテ其ノ上部ニ於ケル鐵板ノ下ニ挿入シテ之ヲ緊著シ又ハ之ト同等以上ノ耐力ヲ保チ得ヘキ方法ニ依リ底部ヲ堅牢ナル構造ト爲スヘシ

二十 木製方形穀類用柵ノ口縁ハ鐵板ヲ以テ之ヲ被ヒ其ノ鐵板ノ一端ハ之ヲ四隅ノ外側ニ折曲ケテ緊著シ其ノ口縁ノ四隅ニ於ケル鐵板ノ接觸部ハ堅牢ニ之ヲ嵌接シ其ノ全量一升ノモノニ在リテハ尙鐵帶ヲ四隅ニ於ケル外側ヲ通シテ底部ニ折曲ケ之ヲ緊著スヘシ

二十一 前二號ノ鐵縁又ハ鐵帶ノ厚ハ全量一斗以下又ハ二十「リツトル」以下ノモノニ在リテハ鐵縁五厘以上鐵帶三厘以上全量二升以下又ハ五「リツトル」以下ノモノニ在リテハ鐵縁四厘以上鐵帶二厘以上全量二合五勺以下又ハ五「デシリツトル」以下ノモノニ在リテハ鐵縁三厘以上鐵帶二厘以上ト爲スヘシ

二十二 鐵縁又ハ鐵帶ヲ附著スル爲螺旋釘ヲ用ウルトキハ扨戻シ難キ構造ト爲スヘシ

二十三 金屬製柵陶器柵又ハ磁器柵ニハ其ノ内面ニ目盛ヲ爲スコトヲ得但シ金屬製柵ノ全量以外ノ目盛ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

二十三ノ二 口徑底部ノ徑ヨリ小ナル圓錐形柵ニハ全量以外ノ目盛ヲ爲スコトヲ得ス

二十四 金屬製又ハ木製ノ液用柵ニハ其ノ側板ニ幅一寸以上ノ玻璃板ヲ挿入シテ之ニ目盛ヲ爲シ又ハ堅牢ナル構造ニ依リ玻璃管ヲ連結シ之ニ目盛ヲ爲スコトヲ得

二十五 柵ニ玻璃管ヲ連結シテ目盛ヲ爲シタル場合ニ在リテハ玻璃管以外ノ部分ノ徑及深ハ其ノ柵ノ全量ニ付第十號ノ寸法ヲ下ラサルコトヲ要ス

二十六 柵ノ底部ニ排出口ヲ設ケタルモノニ在リテハ零位ヲ表示スル目盛ヲ附スヘシ

二十七 全量五合以上又ハ一「リツトル」以上ノ柵ノ全量ノ目盛ハ其ノ全周又ハ其ノ周ノ三分ノ一毎ニ之ヲ附スヘシ但シ水平ヲ定ムル裝置アルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラス

二十八 全量五合未満又ハ一「リツトル」未満ノ柵ノ全量ノ目盛ハ其ノ全周ノ五分ノ一以上ニ之ヲ附スヘシ

二十九 柵ノ最小目盛間ノ距離ハ一分以上ト爲スヘシ

三十 柵ニハ注口、把手又ハ趾ヲ附スルコトヲ得其ノ注口ヲ附スル場合ニ在リテハ注口ノ容量ハ全量五斗以下又ハ二十「リツトル」以下ノモノニ在リテハ全量ノ百分ノ一以下全量一升以下又ハ二「リツトル」以下ノモノニ在リテハ全量ノ五十分ノ一以下全量一合以下又ハ二「デシリツトル」以下ノモノニ在リテハ全量ノ三十分ノ一以下ト爲スヘシ

- 三十一 枴ニ注口ヲ附スル場合ニ在リテハ注口ノ容量ノ割合ニ應シテ第十號ニ依ル深ヲ減シ其ノ注口ノ口縁ハ枴ノ口縁ノ高ト同一ト爲スヘシ但シ全量ノ目盛アル枴ニ注口ヲ附スル場合ニ付テハ此ノ限ニ在ラス
- 三十一ノ二 斗概ハ之ヲ心抜ト爲スコトヲ得ス
- 三十二 枴ノ口縁ニ接觸スル斗概ノ面ハ之ヲ平滑ト爲スヘシ
- 三十三 枴ニハ外側ニ其ノ全量ヲ表記スヘシ其ノ木製枴ノ穀類用、液類用又ハ雜用ノモノニハ左ノ様式ニ依リ之ヲ表記スヘシ

一穀類用
用 一斗 (何升又ハ何「リットル」)

一液類用
用 一斗 (何升又ハ何「リットル」)

一雜用
一 斗 (何升又ハ何「リットル」)

- 三十三ノ二 目盛アル玻璃製ノ圓錐形枴ニハ枴ノ文字ヲ表記スヘシ
 - 三十四 斗概ノ切口ニハ第十四號ノ區分ニ從ヒ大又ハ小ノ文字ヲ表記スヘシ
- 化學用量器

- 一 化學用量器ノ容量ハ其ノ量器カ撮氏十五度ノ溫度ヲ有スル場合ヲ標準トシテ之ヲ定ムヘシ
- 二 化學用量器ニ用ウル玻璃ハ溫度ノ變化ニ依リ容易ニ破損シ難キモノ及明瞭ニ水際ヲ視定シ得ルモノヲ用ウヘシ
- 三 化學用量器ノ目盛ヲ爲ス部分ハ之ヲ圓錐形ト爲スヘシ
- 四 「メスフラスコ」及「メスシリンドル」ハ之ヲ水平面上ニ置キタルトキ其ノ目盛ヲ爲セル部分カ鉛直トナルコトヲ要ス
- 五 化學用量器ノ内側面ハ排水ノ場合ニ於テ殘溜ヲ生セサル構造ト爲スヘシ
- 六 「メスフラスコ」ノ目盛アル部分ノ内徑ハ五「ミリメートル」以上ニシテ左ノ定限以内ナルコトヲ要ス

種類	リットル	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
種類	二	〃	〇、五	〇、二五	〇、二	〇、一	〇、〇五	〇、〇二五	〇、〇一
内徑	二五	二〇	二〇	一五	一二	一二	一〇	八	八

- 七 全量ノミノ目盛アル「ピペット」ノ吸入管ノ長ハ一、三「デシメートル」以上其ノ排出管ニシテ目盛アルモノノ長ハ六「センチメートル」以上三「デシメートル」以下其ノ目盛ナキモノノ長ハ三

「センチメートル」以上三「デシメートル」以下ト爲スヘシ
八 全量ノミノ目盛アル「ピペット」ノ吸入管及排出管ノ目盛アル部分ノ内徑ハ六「ミリメートル」以下ト爲スヘシ

九 全量ノミノ目盛アル「ピペット」ハ其ノ全量一「センチリットル」未滿ノモノニ在リテハ十二秒以上一分以内全量一「デシリットル」未滿ノモノニ在リテハ二十秒以上一分以内全量一「デシリットル」以上ノモノニ在リテハ三十秒以上一分以内ニ其ノ全量ノ水ヲ排出スル構造ト爲スヘシ
十 「ビュレット」、「ピペット」及「メスシリンドル」ノ目盛ハ左ノ定限ニ依ルヘシ但シ「ピペット」ニハ全量ノミノ目盛ヲ爲スコトヲ得

種 類

目 盛

- 五分ノ一「センチリットル」以下
 - 「センチリットル」ノ千分ノ一、五分ノ一、二分ノ一又ハ百分ノ一
 - 「センチリットル」ノ五分ノ一、二分ノ一、百分ノ一又ハ五十分ノ一
- 二分ノ一「センチリットル」以下
 - 「センチリットル」ノ百分ノ一、五分ノ一、十分ノ一又ハ十分ノ一
 - 「センチリットル」ノ五分ノ一、二十分ノ一、十分ノ一又ハ五分ノ一
 - 「センチリットル」ノ十分ノ一、五分ノ一又ハ二分ノ一
- 一「センチリットル」以下
 - 「センチリットル」ノ百分ノ一、五十分ノ一、十分ノ一又ハ十分ノ一
 - 「センチリットル」ノ五分ノ一、二分ノ一又ハ一「センチリットル」

五「センチリットル」以下

一「デシリットル」以下

二「デシリットル」以下

五「デシリットル」以下

一「リットル」以下

二「リットル」以下

- 十一 化學用量器ノ目盛ニハ色ヲ施シ其ノ最小目盛間ノ距離ハ一「ミリメートル」以上ト爲スヘシ
- 十二 化學用量器ノ目盛ノ幅ハ最小目盛間ノ距離ノ十分ノ一以下ト爲シ〇、二「ミリメートル」以上ト爲スヘシ但シ全量ノミノ目盛アルモノニ在リテハ〇、四「ミリメートル」以下〇、二「ミリメートル」以上ト爲スヘシ

- 十三 化學用量器ノ全量ノ目盛ハ「メスフラスコ」及全量ノミノ目盛アル「ビベット」ニ在リテハ之ヲ全周ニ附シ其ノ他ノモノニ在リテハ全量及十箇毎ノ目盛ハ之ヲ全周ノ五分ノ一以上ニ附スヘシ
- 十四 「メスフラスコ」ノ目盛ハ全量一「デシリットル」以上ノモノニ在リテハ其ノ頸部ノ上端ヨリ六「センチメートル」以上下端ヨリ二「センチメートル」以上ノ場所ニ全量一「デシリットル」未滿ノモノニ在リテハ其ノ頸部ノ上端ヨリ三「センチメートル」以上下端ヨリ一「センチメートル」以上ノ場所ニ之ヲ附スヘシ
- 十五 全量ノミノ目盛アル「ビベット」ノ吸入管ニ於ケル目盛ハ其ノ管ノ上端ヨリ十「センチメートル」以上其ノ下端ヨリ一「センチメートル」以上ノ場所ニ排出管ニ於ケル目盛ハ其ノ管ノ兩端ヨリ三「センチメートル」以上ノ場所ニ之ヲ附スヘシ
- 十六 全量及全量以外ノ目盛アル「ビベット」及「ビュレット」ノ最高ノ目盛ハ管ノ上端ヨリ五「センチメートル」以上最低ノ目盛ハ「ビベット」ニ在リテハ其ノ尖端ヨリ「ビュレット」ニ在リテハ其ノ排栓ノ接続部ヨリ各三「センチメートル」以上ノ場所ニ之ヲ附スヘシ
- 十六ノ二 「メスシリンドル」ノ徑ハ其ノ全量ヲ表示スル目盛ノ位置ニ於テ其ノ深ノ四分ノ一以下ノモノト爲スヘシ
- 十七 化學用量器ニハ外側ニ其ノ全量ヲ表記スヘシ

十七ノ二 「メスシリンドル」ニハ Messcylinder ノ文字ヲ表記スヘシ

十八 「メスフラスコ」ニシテ受用ノモノニハ受又ハE 其ノ出用ノモノニハ出又ハA ノ文字ヲ附記スヘシ

瓦斯「メートル」

一 瓦斯「メートル」ハ乾式又ハ濕式ト爲スヘシ

二 瓦斯「メートル」ノ外函ハ金屬製ト爲シ其ノ外部ヨリ容易ニ内部ノ機械又ハ其ノ作用ヲ變更シ得サルモノト爲スヘシ

三 瓦斯「メートル」ニ一定ノ壓力ノ瓦斯ヲ通過セシメ其ノ排出スル瓦斯ニ點火シタル場合ニ其ノ火焰ニ煽リヲ生セサルモノト爲スヘシ

四 瓦斯「メートル」ニハ左ノ事項ヲ表記スヘシ

イ 入口又ハ出口ヲ表示スル標識又ハ符號

ロ 製作、輸入、移入又ハ修覆ノ番號

ハ 計量囊又ハ計量筒ノ一回ノ計量作用ニ依ル瓦斯ノ通過量
ニ 「アセチリン」瓦斯ノ計量ニ使用スルモノニハ其ノ旨ノ表示

(修覆ノ番號ハ製作、輸入、移入又ハ修覆番號ノ明瞭ナラサル場合ニ限り之ヲ附スヘシ)

五 瓦斯「メートル」ニハ其ノ大サノ種別ヲ表示スル爲慣行ニ依リ燈數又ハ一時間ノ瓦斯ノ通過量ヲ表記スルコトヲ得

五ノ二 乾式瓦斯「メートル」ハ前各號ノ外左ノ規定ニ適合スルモノナルニトヲ要ス

イ 計量囊ノ伸縮ヲ爲ス部分ニハ揮發シ難キ油ヲ塗布シタル柔軟ナル革ニシテ容易ニ漏洩若ハ硬化セサルモノ又ハ之ト同等以上ノ耐力ヲ保チ得ヘキ材料ヲ用ウヘシ

ロ 「フラツグロツド」ト「フラツグ」又ハ「リンク」トノ取付ケ部分ハ嵌メ込ミト爲シ且鐵及

止メ鉄ヲ以テ緊著シテ離脱シ難キ構造又ハ之ト同等以上ノ耐力ヲ保チ得ヘキ構造ト爲スヘシ

六 濕式瓦斯「メートル」ハ前各號(第五號ノ二ヲ除ク)ノ外左ノ規定ニ適合スルモノナルコトヲ要ス

イ 水面調整裝置ヲ附スヘシ

ロ 据附方ニ依リ計量ニ差ヲ生スルモノニハ水平ヲ定ムル裝置ヲ附スヘシ

七 前金瓦斯「メートル」ハ前各號ニ依ルノ外之ニ投入スル貨幣ノ種類ト通過瓦斯量トヲ表記シ且其ノ表記ニ相當スル瓦斯量ヲ通過スル構造ノモノト爲スヘシ

衡器

一 秤ハ安定ノモノト爲スヘシ但シ上皿天秤若ハ臺秤ニシテ秤量十貫以上、五十「キログラム」以上

若ハ百「ポンド」以上ノモノ又ハ自働秤ニ在リテハ不安定ノモノト爲スコトヲ得

一ノ二 秤ノ桿及之ニ附屬スル槓杆ニハ強硬ナル金屬ヲ用ウヘシ但シ度量衡法第三條又ハ第四條ノ名稱ニ依ル桿秤ニ在リテハ黑檀、紫檀、櫻、骨又ハ象牙度量衡法施行令第一條ノ名稱ニ依ル桿秤ニ在リテハ骨又ハ象牙ヲ用ウルコトヲ得

二 秤ノ桿及之ニ附屬スル槓杆上ニ於ケル支點ヲ爲ス双、双受、承軸及關節又ハ双蓋ニハ之ニ負フ重量ノ大小秤ノ秤量ノ大小ニ應シテ適當ナル硬度ヲ有スル鋼鐵又ハ石其ノ他秤カ作用ヲ爲ストキ摩擦ヲ生スル重要部分ニハ硬キ金屬ヲ用ウヘシ

三 緒紐ノ材料ニハ金屬、革又ハ強靱ナル絹絲、麻絲若ハ綿絲ヲ用ウヘシ

四 分銅、錘又ハ増錘ノ物質ハ白金、金、銀、「アルミニウム」、「ニッケル」白銅、眞鍮、青銅、銅、鐵又ハ玻璃ヲ用ウヘシ但シ重量五十匁未満、二百「グラム」未満又ハ八「オンス」未満ノモノニハ鐵ヲ用ウルコトヲ得ス

五 分銅ノ形狀ハ之ヲ臺形又ハ圓壘形ト爲スヘシ但シ重量二分以下、五「デシグラム」以下「ゲレーン」分銅ニシテ重量二十「ゲレーン」以下「オンス」分銅ニシテ重量〇、〇五「オンス」以下ノモノ及玻璃製ノモノニ在リテハ之ヲ板狀ト爲スコトヲ得

六 桿、槓杆又ハ臺ニ嵌入スル双及承軸ハ容易ニ離脱又ハ移動セサル構造ト爲スヘシ

- 七 双ハ凸凹ナク双受ノ面ハ平滑ナルコトヲ要ス
- 八 双受ヲ圓形ト爲ス場合ニ在リテハ繼目ナキ構造ト爲スヘシ
- 九 目盛アル秤ニハ直點又ハ標點一箇以上ヲ其ノ桿上又ハ見易キ位置ニ表示スヘシ但シ秤量二百貫以上、千二百斤以上、五百「キログラム」以上又ハ千五百「ポンド」以上ノモノニ付テハ此ノ限ニ在ラス
- 十 安定ト爲シタル秤ニハ桿ノ位置又ハ感量ヲ視定スル爲度表若ハ睨ミヲ設クヘシ但シ桿休メアルモノ又ハ桿秤ニ付テハ此ノ限ニ在ラス
- 十一 安定ト爲シタル秤ニハ調子玉又ハ直點若ハ標點ヲ調整スル装置ヲ附スヘシ但シ木製桿秤、秤量ノ千分ノ一以上ノ目盛アル金屬製桿秤、上皿天秤及双受ヲ懸垂シテ使用スル構造ノ天秤ニ付テハ此ノ限ニ在ラス
- 十二 調子玉又ハ直點若ハ標點ヲ調整スル装置ハ度量衡法施行令第三表又ハ第四表ノ秤量ノ公差ノ二倍以上ヲ加減シ得ル構造ト爲スヘシ
- 十三 調子玉又ハ直點若ハ標點ヲ調整スル装置ハ遊動セサル構造ト爲スヘシ
- 十四 安定ト爲シタル秤ニシテ調子玉又ハ直點若ハ標點ヲ調整スル装置ナキモノハ其ノ空懸ケ又ハ錘ヲ直點ニ懸ケタル場合ニ於テ其ノ睨ミカ一致シ若ハ其ノ桿カ水平トナリ又ハ其ノ指針カ直點若ハ標點ヲ指ス構造ト爲スヘシ但シ度量衡法施行令第三表又ハ第四表ノ秤量ノ公差ノ四分ノ一以内掛量アルモノニ在リテハ其ノ公差ノ四分ノ一以内ノ重量ヲ加減シテ其ノ睨ミカ一致シ若ハ桿カ水平トナリ又ハ其ノ指針カ直點若ハ標點ヲ指スモ妨ナシ
- 十五 調子玉アル秤ノ支點ハ之ヲ一箇ト爲スヘシ
- 十六 天秤、秤量ノ千分ノ一未滿ノ目盛アル金屬製桿秤、上皿桿秤並安定ト爲シタル臺秤及自働秤ニハ水平ヲ定ムル装置ヲ爲スヘシ但シ懸垂シテ使用スル構造ノ秤又ハ土地若ハ建物等ニ取附ケ使用シ又ハ其ノ臺ヲ傾斜スルモ度量衡法施行令第三表又ハ第四表ノ公差以上ノ器差ヲ生セサル構造ノ臺秤ニ付テハ此ノ限ニ在ラス
- 十七 十分秤ハ其ノ兩臂ノ比ヲ十分ノ一又ハ百分ノ一ト爲スヘシ
- 十八 桿秤ノ支點ハ之ヲ二箇以下ト爲シ其ノ二箇ノ場合ニ在リテハ桿ノ表裏ニ之ヲ設ケ其ノ双受ハ支點毎ニ之ヲ附スヘシ
- 十九 桿秤ノ双及双受ハ其ノ桿ヲ上下各四十五度ニ搾ルモ度量衡法施行令第三表又ハ第四表ノ公差以上ノ器差ヲ生セサル構造ト爲スヘシ
- 二十 秤ノ最小目盛間ノ距離ハ臺秤ニ在リテハ之ヲ五厘以上上皿桿秤及秤量二百匁、一斤、五百「グラム」又ハ一、五「ポンド」ヲ超エタル金屬製桿秤ニ在リテハ之ヲ三厘以上骨製若ハ象牙製桿秤及秤量二百匁以下、一斤以下、五百「グラム」以下又ハ一、五「ポンド」以下ノ金屬製桿秤ニ在リテ

舊度量衡法施行細則抄録

ハ之ヲ二厘以上ト爲スヘシ

二十一 削除

二十二 分銅、錘、増錘及増錘臺ニハ其ノ重量ヲ齊整スル爲容易ニ脱出セサル方法ニ依リ金屬ヲ填充スルコトヲ得此ノ場合ニ於テ填充物ノ重量ハ増錘臺ヲ除クノ外重量ノ二十分ノ一ヲ超エサルコトヲ要ス

二十三 前號ニ依ル填充物ノ穿口ハ容易ニ離脱シ又ハ振戻シ得サル方法ニ依リ之ヲ緊塞スヘシ
二十四 分銅、錘、増錘又ハ増錘臺ニ證印ヲ附シ若ハ填充物ノ穿口ヲ緊塞スル爲爲シタル象眼ノ面ハ其ノ周圍ノ面ヨリ隆起セシメサルコトヲ要ス

二十五 木製桿秤ハ定量錘附ノモノト爲シ其ノ秤量、定量錘ノ重量及桿長ハ左ノ定限ニ依ルヘシ

檜製桿秤(皿附ノモノヲ除ク)

秤	量	定量錘ノ重量	桿	長
六十貫又ハ三百七十五斤	一貫	二百五百匁	四尺五寸以上	四尺五寸以上
五十貫又ハ三百斤	一貫	二百五百匁	四尺五寸以上	四尺五寸以上
四十貫又ハ二百五十斤	一貫	二百	四尺五寸以上	四尺五寸以上
三十二貫又ハ二百斤	一貫	二百	四尺五寸以上	四尺五寸以上

二十六貫又ハ六百六十斤	一貫	三百匁	四尺五寸以上	四尺五寸以上
二十貫又ハ二百二十五斤	一貫	二百	四尺以上	四尺以上
十六貫又ハ二百斤	一貫	二百	三尺五寸以上	三尺五寸以上
十二貫又ハ七十五斤	一貫	二百	三尺以上	三尺以上
八貫又ハ五十斤	一貫	二百	三尺以上	三尺以上
六貫又ハ三十七斤	一貫	二百	二尺五寸以上	二尺五寸以上
四貫又ハ二十五斤	一貫	二百	二尺以上	二尺以上
二貫又ハ十二斤	一貫	二百	一尺八寸以上	一尺八寸以上
一貫又ハ六斤	一貫	二百	一尺六寸以上	一尺六寸以上

檜製皿附桿秤

秤	量	定量錘ノ重量	桿	長
二貫又ハ十二斤	一貫	二百	一尺八寸以上	一尺八寸以上
一貫六百匁又ハ八十斤	一貫	八十匁	一尺八寸以上	一尺八寸以上
一貫二百匁又ハ七斤二分ノ一	一貫	六十匁	一尺六寸以上	一尺六寸以上
六百匁又ハ三斤二分ノ一	一貫	四十匁	一尺四寸以上	一尺四寸以上

舊度量衡法施行細則抄録

四百匁又ハ二斤二分ノ一 二十五匁 一尺二寸以上

紫檀製又ハ黒檀製桿秤

秤	量	定量錘ノ重量	桿	長
	二貫又ハ十二斤	八十匁	一尺三寸以上	
	一貫六百匁又ハ十斤	六十匁	一尺三寸以上	
	一貫三百匁又ハ八斤	五十匁	一尺二寸以上	
	六百匁又ハ三斤二分ノ一	三十五匁	一尺二寸以上	
	四百匁又ハ二斤二分ノ一	二十匁	一尺一寸以上	
	二百匁又ハ一斤四分ノ一	十三匁	一尺以上	
二十五ノ二	檉製桿秤ニシテ皿附ニ非サルモノニハ一匁以下皿附ノモノニシテ秤量一貫二百匁以上若ハ七斤二分ノ一以上ノモノニハ一匁以下其ノ秤量六百匁以下若ハ三斤二分ノ一以下ノモノニハ五分以下紫檀製又ハ黒檀製桿秤ニシテ秤量四百匁以上若ハ二斤二分ノ一以上ノモノニハ五分未満其ノ秤量二百匁若ハ一斤四分ノ一ノモノニハ一分以下ノ目盛ヲ爲スコトヲ得ス			
二十五ノ三	定量増錘ノ重量ト掛量トノ比ハ臺秤ニ附屬セシムルモノニ在リテハ二百分ノ一、百分ノ一又ハ五十分ノ一上皿桿秤ニ附屬セシムルモノニ在リテハ五分ノ一ト爲スヘシ			

二十六 安定ト爲シタル秤ハ度量衡法施行令第三表又ハ第四表ノ公差ニ相當スル重量ヲ感シ臺秤及上皿桿秤ニ在リテハ桿ノ末端ニ於テ上下各一分以上桿秤ニ在リテハ其ノ勾配三十分ノ一以上度表アルモノ又ハ自働秤ニ在リテハ其ノ指針カ標點ノ左右又ハ上下ニ於テ最小目盛ノ各二分ノ一以上度表ナクシテ睨ミノ設ケアル天秤、上皿天秤又ハ十分秤ニ在リテハ其ノ睨ミカ五厘以上ノ移動ヲ其ノ靜止體ニ於テ認メ得ル構造ト爲スヘシ

二十六ノ二 不安定ト爲シタル秤ハ度量衡法施行令第三表又ハ第四表ノ公差ニ相當スル重量ヲ感シ其ノ桿カ桿休メ迄移動シテ定著スル構造ト爲スヘシ

二十七 秤ニハ木製桿秤、定量増錘附ノ臺秤及上皿桿秤竝分離シ得ヘキ部分ノ附屬セサルモノヲ除クノ外製作、輸入又ハ移入ノ番號其ノ修覆シタルモノニ付テハ製作、輸入又ハ移入シタル番號ノ明瞭ナラサル場合ニ限り修覆ノ番號ヲ其ノ桿ニ附スヘシ天秤、上皿天秤、十分秤及自働秤ニハ支柱又ハ臺ニ之ヲ附スルコトヲ得

二十八 天秤及上皿天秤ニハ其ノ秤量及感量ヲ臺ノ上面又ハ支柱ニ表記スヘシ

二十九 臺秤ニハ其ノ秤量ヲ臺ノ上面ノ縁ニ表記スヘシ此ノ場合ニ於テ其ノ定量増錘附ノモノニシテ其ノ増錘ノ重量ト掛量トノ比カ二百分ノ一ノモノニ在リテハ大其ノ百分ノ一ノモノニ在リテハ中其ノ五十分ノ一ノモノニ在リテハ小ノ文字ヲ附記スヘシ

三十 上皿桿秤ニハ秤量ヲ其ノ桿ニ盛止量ヲ其ノ量ヲ表示スル目盛ニ桿秤ニハ盛出量、秤量及掛量ヲ其ノ量ヲ表示スル目盛ニ自働秤ニハ秤量ヲ其ノ量ヲ表示スル目盛又ハ其ノ臺ニ之ヲ附記スヘシ但シ桿秤ノ秤量ハ之ヲ盛出量ト併記スルコトヲ得

三十ノ二 上皿桿秤ニシテ定量増錘附ノモノニハ桿又ハ臺ニ定錘ノ文字ヲ附記スヘシ

三十一 十分秤ニハ兩臂ノ比、秤量及感量ヲ支柱又ハ臺ニ表記スヘシ

三十二 削除

三十三 分銅ニハ其ノ重量ヲ上面又ハ側面ニ表記スヘシ此ノ場合ニ於テ其ノ文字ヲ重量五毛以下ノモノニ在リテハ一、二、五其ノ五「ミリグラム」以下ノモノニ在リテハ1、2、5、ト省略スルコトヲ得但シ左ノ重量及形狀ニ依ルモノニ在リテハ重量ノ表記ヲ要セス

五「ミリグラム」

六角形

二「ミリグラム」

三角形

一「ミリグラム」

四角

三十四 増錘ニハ掛量ヲ其ノ上面ニ表記スヘシ但シ定量増錘ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

三十五 桿ヨリ分離シ得ヘキ錘、増錘、増錘臺及皿ニハ桿ト同一ノ番號ヲ表記スヘシ但シ定量錘及定量増錘ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

三十六 前號ノ錘ニハ其ノ附屬スル秤ノ秤量ヲ其ノ側面ニ表記スヘシ但シ定量錘ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

三十七 定量増錘ニハ其ノ掛量及錘ノ重量ト掛量トノ比カ二百分ノ一ノモノニ在リテハ大其ノ百分ノ一ノモノニ在リテハ中其ノ五十分ノ一ノモノニ在リテハ小其ノ五分ノ一ノモノニ在リテハ定錘ノ文字定量錘ニハ其ノ錘ノ附屬スル秤ノ秤量ヲ其ノ上面又ハ側面ニ表記スヘシ此ノ場合ニ於テ尙檜製皿附ノ桿秤ニシテ秤量二貫又ハ十二斤ノモノニ附屬スルモノニ在リテハさノ文字紫檀製又ハ黒檀製ノ桿秤ニ附屬スルモノニ在リテハかノ文字ヲ附記スヘシ

第三十七條 檢定ニ合格シタル度量衡器ニハ左ノ部分ニ檢定證印ヲ附ス但シ之ニ依リ難キトキハ便宜ノ部分ニ之ヲ附ス

一 度量器

目盛ノ各段ノ一端(帶狀麻製ノモノハ麻ノ部分)及分離シ得ル構造ノモノニ在リテハ其ノ各部分ノ中央部

二 櫛及化學用量器

全量ヲ表記シタル傍及金屬製櫛若ハ木製櫛ニシテ注口ヲ附シタルモノニ在リテハ其ノ注口

三 斗 概

大又ハ小ノ文字ヲ表記シタル傍

四 瓦斯「メートル」

乾式ノモノニ在リテハ上板ノ連接部濕式ノモノニ在リテハ前板尙前金「メ

- 一トルーニ在リテハ前金拂装置ノ連接部
- 五天秤、上皿天秤及十分秤 桿ノ中央部又ハ其ノ附近
- 六 臺秤 桿ノ末端、秤量ヲ表記シタル傍、休ミノ把手ノ中央部、比例螺旋ノ緊著部及増錘臺ノ上面
- 七 上皿桿秤 桿ノ末端及増錘臺ノ上面
- 八 桿秤 金屬製ノモノニ在リテハ直點ノ傍又ハ桿ノ末端、象牙、骨、黒檀又ハ紫檀製ノモノニ在リテハ頭金具、椗製ノモノニ在リテハ桿ノ兩端（椗製ノモノニシテ鐵製ノ頭金具ヲ附シタルモノニ在リテハ其ノ傍及他ノ一端）
- 九 自働秤 目盛盤又ハ其ノ縁及桿カ外部ニ現ハレタルモノニ在リテハ其ノ桿
- 十分 銅 上面、側面又ハ底面
- 十一 錘又ハ増錘 上面又ハ側面

福岡縣度量衡取締規則

（昭和十二年九月七日福岡縣令第四十一號改正）

- 第一條 本則ニ於テ營業者ト稱スルハ度量衡器又ハ計量器ノ製作修覆又ハ販賣ノ免許ヲ受ケタル者及度量衡法施行細則第一條ノ規定ニ依ル特殊販賣者ヲ謂ヒ使用者ト稱スルハ度量衡器又ハ計量器ヲ取引若ハ證明ノ爲使用シ又ハ使用ニ供スル者ヲ謂フ
- 第二條 市町村長ハ度量衡器又ハ計量器ノ第一種取締執行ヲ補助シ又ハ第二種取締若ハ度量衡ノ計量ノ取締ヲ執行スヘシ
- 第三條 當該官吏、警察官吏又ハ市町村長ハ取締上必要アリト認ムルトキハ營業者又ハ使用者ニ對シ度量衡器計量器ヲ度量衡ノ計量ニ依ル商品所持者ニ對シ其ノ商品若ハ容器包裝ヲ期日ヲ定メ補充又ハ指定ノ場所ニ提出ヲ命スルコトヲ得
- 第四條 使用者ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル度量衡器又ハ計量器ヲ取引若ハ證明ヲ爲ス場所ニ置キ又ハ行商ノ際携帯スヘカラス
- 一、度量衡法第八條各號ノ一ニ該當スルモノ又ハ同條ヲ準用セララルモノ
- 二、計量ノ値ニ差異ヲ生スヘキモノノ附着シタルモノ

第五條 營業者ハ其營業ノ區別ニ從ヒ營業所毎ニ第六號様式ニ依ル帳簿ヲ備ヘ事實發生ノ都度所定ノ事項ヲ記入スヘシ

第六條 營業者ニシテ度量衡器又ハ計量器ヲ販賣スルモノハ第一號様式ニヨリ前年四月一日ヨリ其ノ年三月三十一日ニ至ル一箇年分ノ販賣高ヲ營業所毎ニ毎年四月二十日迄ニ知事ニ届出ツヘシ
營業所ヲ廢止シ又ハ營業免許ノ消滅シタルトキハ其ノ日迄ニ於ケル前項ノ販賣高ヲ遲滞ナク届出ツヘシ
シ特殊販賣者ノ登録ヲ抹消セラレタル者亦同シ

第七條 瓦斯供給事業者ハ第二號様式ニ依リ其ノ年三月三十一日現在其ノ使用ニ係ル瓦斯「メートル」ノ數ヲ毎年四月二十日迄ニ知事ニ届出ツヘシ

第八條 水道事業者ハ第三號様式ニ依リ其ノ年三月三十一日現在其ノ使用ニ依ル水量「メートル」ノ數ヲ毎年四月二十日迄ニ知事ニ届出ツヘシ

第九條 ガソリン量器使用者ハ第四號様式ニ依リ其ノ年三月三十一日現在其ノ使用ニ係ルガソリン量器ノ數ヲ毎年四月二十日迄ニ知事ニ届出ツヘシ

第十條 桿秤ノ取緒、皿紐及錘糸ニシテ金屬ニ係ラサルモノノ修復ヲ營業所ニ於テ爲サムトスルトキハ其事由、場所、期日及從業者ノ氏名ヲ豫メ知事ニ届出ツヘシ

第十一條 度量衡法施行細則第十八條第二項ニ依ル願書ニハ左ノ事項ヲ記載スヘシ

一、度量衡器又ハ計量器ノ種類及箇數

二、製作又ハ修復ヲ爲ス場所及期間

三、工場外ニ於テ製作又ハ修復ヲ要スル事由

第十二條 度量衡ニ關スル法令又ハ本規則ニ依リ差出ス書面ハ所轄市町村長ヲ經山スヘシ但シ左記ノモノハ此ノ限ニ在ラス

一、身元保證金ニ關スルモノ

二、度量衡法施行令第九條ニ依ル許可願

三、工場外ニ於テ爲ス製作又ハ修復ノ許可願

四、營業所外ニ於テ爲ス販賣ノ許可願又ハ桿秤ノ取緒、皿紐及錘糸ニシテ金屬ニ係ラサルモノノ修復
届書

五、度量衡器ノ檢定請求書

第十三條 使用者ニシテ左ノ各號ノ事項ヲ實行シ其成績良好ト認ムルトキハ一定ノ期間度量衡器又ハ計量器ノ第一種取締及市町村長ノ行フ第二種取締ノ執行ヲ省略スルコトアルヘシ
一、管理員ヲ置キ標準器ニ依リ度量衡器及計量器ノ檢査ヲ行ヒ且一定ノ方法ニ依リ當時其ノ正確ヲ保持スルコト

二、検査ニ必要ナル器具機械ヲ設備スルコト

但シ管理員ノ資格ハ別ニ之ヲ定ム

第十四條 前條ノ省略ヲ受ケムトスル者ハ左ノ事項ヲ具シ知事ニ出願スヘシ

一、使用者ノ住所、職業、氏名又ハ名稱

二、度量衡器計量器ノ使用場所

三、管理員ノ氏名及履歴

四、検査ニ用フヘキ器具機械ノ種類箇數

五、度量衡器又ハ計量器ノ検査使用及保管ノ方法

六、第五號様式ニ依ル最近三箇年ノ度量衡器又ハ計量器ノ検査成績

第十五條 使用者ニシテ度量衡器又ハ計量器ノ第一種取締及市町村長ノ行フ第二種取締執行ヲ省略セラ

レタルモノハ本則第十三條第一項第一號ニ依ル検査成績ヲ毎年三月三十一日及九月三十日ノ二回第五

號様式ニ依リ知事ニ届出ツヘシ

第十六條 使用者ニシテ左ノ度量衡器ヲ常時業務上取引若ハ證明ノ爲ニ使用シ又ハ使用ノ爲所持スル者

ハ度器ニアリテハ種類、物質、全長、最小目盛、目盛段數、量器ニアリテハ種類、物質、全量、目盛

衡器ニアリテハ種類、番號、秤量、感量及前記度量衡器ヲ主トシテ使用スル場所ヲ知事ニ届出ツヘシ

一、土地又ハ建物等ニ取付ケラレ移動シ得サルモノ

二、秤量千五百匁又ハ四百匁ヲ超エタル衡器

第十七條 前條ノ衡器ノ使用者ハ秤量(但シ第二號及第一號ノ衡器ニシテ第二號ニ該當スルモノニ在リテハ秤量ノ五分ノ一以上)ニ相當スル分銅ヲ備付ケ毎年三月及九月ノ二回度量衡法施行令第十六條及度量衡法施行細則第四十九條ノ規定ニ依リ検査ヲ行ヒ且之ガ成績ヲ記録シ置クヘシ

前項ノ検査ニ合格セサル衡器ハ之ヲ取引上又ハ證明上ニ於ケル度量衡ノ計量ニ使用スヘカラス

第十八條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ料料又ハ拘留ニ處ス

一、第三條ノ命令ニ從ハサル者

二、第四條乃至第十條、第十五條乃至第十七條ニ違反シタル者

三、營業者ニシテ第五條ノ帳簿又ハ第六條ノ届書ニ、瓦斯事業者水道事業者及ガソリン量器使用者ニ

シテ第七條乃至第九條ノ届書ニ、使用者ニシテ第十五條ノ検査成績及第十七條ノ記録ニ、虚偽ノ記載ヲナシタル者

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

合計	乳 脂 計	生糸織度檢査器				合計
		計	目掛	織度分銅	檢位衡	

右之通ニ候也

年 月 日

營業所

營業名

氏

名

知事宛

注意

一、本縣外ノ卸賣ニ在リテハ其ノ卸賣先ノ道府縣名及種類、個數、價格ヲ各別ニ備考トシテ記載スヘシ
 二、販賣價格ハ錢位ニ止ムヘシ

第一號樣式 其三

自 年 月 日 至 年 月 日
 特殊販賣高屆

種別 目盛アル玻璃製掛	販賣高		卸賣		小價高		合計	
	本縣内へ	本縣外へ	個數	價格	個數	價格	個數	價格

右之通ニ候也

年 月 日

營業所

特殊販賣者

氏

名

知事宛

注意

福岡縣度量衡取締規則

第四號様式

年三月三十一日現在ガソリン量器使用個數届

計	固 定 式	可 搬 式	輕 便 式	種 別		計
				全 量 別	種 別	
				一〇リツ トル以下	二〇リツ トル以下	
	個	個	個	〃	〃	
	〃	〃	〃	三リツ タル モノ ノ	三ガ ロン 下	
	〃	〃	〃	〃	〃	
	〃	〃	〃	五ガ ロン 下	五ガ ロン 下	
	〃	〃	〃	五ガ ロン ノ	五ガ ロン ノ	
	〃	〃	〃	〃	〃	
						計

備考 全量トアルハ計量筒ノ全量又ハ表示器（積算計ヲ除ク）ノ最大指示量（計量筒及表示器ヲ有
スルモノニ在リテハ表示器（積算計ヲ除ク）ノ最大指示量）ノ意ナリ
右之通ニ候也

年 月 日

營業所

ガソリン量器使用者名 ㊦

知事宛

第五號様式

至 自 月 日 月 日 度量衡器計量器自治検査成績届

種 別	度 量								種 別		
	計	木製樹		特 殊 度 器	縮 尺	鏈 尺	卷 尺	疊 尺		曲 尺	直 尺
		金 屬 製 樹	方 形								
検査シタル 器物數											
不合格數											
百中不合格											
不合格器物 ノ處理											
不合格理由											

福岡縣度量衡取締規則

合 計	器 量 計								器				
	計	生糸織度檢定器	乳 脂 計	浮 秤	溫 度 計	計壓器			計	特 殊 衡 器	分 銅	錘 及 增 錘	桿 秤
						聯成計	眞空計	壓力計					

衡								器					
其 ノ 他	自働秤			上 皿 桿 秤	臺 秤	上 皿 天 秤	天 秤	計	特 殊 量 器	ガ ソ リ ン 量 器	斗 概	石 炭 酸 樹 脂 製 機	玻 璃 製 機
	スケール	ホツパ スケール	普通型 自働秤										

右之通ニ候也

年 月 日

度量衡器計量器第一種取締及市町村長ノ行フ第二種取締省略ヲ受ケタル者

氏 氏
氏 氏
右 管理員 氏 名 氏 名

知事宛

第六號様式ノ一

度量衡器(計量器)修復簿

依頼ヲ受ケタル月日	引渡月日	種類	全長(全量)秤量(重量)	番號	番號	個數	修復要點	備考

第六號様式ノ二

桿秤ノ緒紐修復簿

依頼ヲ受ケタル月日	引渡月日	秤量	番號	番號	個數	修復ノ部分	備考

第六號様式ノ三

度量衡器(計量器)販賣簿

販賣月日	種類	個數	價格	備考

注意

- 一、卸賣ノ場合ハ卸賣ト小賣トヲ別口又ハ別冊トシ其ノ卸賣先ヲ備考欄ニ記載スヘシ
 - 二、販賣簿ニハ月計及累計ヲ付スヘシ
 - 三、種類ハ左記ニ依リ記入スヘシ、但細別ノ附記ヲ妨ケス
 - 度器ニアリテハ 直尺、曲尺、疊尺、卷尺、鏈尺、縮尺、特殊ノ種類又ハ構造ノ度器
 - 量器ニアリテハ 木製方形榊、木製圓壺形榊、金屬製榊、珐瑯塗榊、玻璃製榊、陶磁器榊、石炭酸樹脂製榊、斗概、化學用量器、瓦斯「メートル」水量「メートル」ガソリン量器、特殊ノ種類又ハ構造ノ量器
- 衡器ニアリテハ 天秤、上皿天秤、臺秤、上皿桿秤、自働秤、十分秤、桿秤、定量錘、定量增錘

分銅特殊ノ種類又ハ構造ノ衡器

計量器ニアリテハ 壓力計、真空計、聯成計、浮秤、寒暖計、體溫計、檢尺器、檢位衡、織度分銅、

糸目掛、乳脂計

○福岡縣令第四十二號

度量衡管理員ノ資格ヲ左ノ通定ム

昭和十二年九月十四日

福岡縣知事

畑山 四男 美

昭和十二年九月十四日福岡縣令第四十一號度量衡取締規則第十三條但書ノ管理員ハ左ノ各號ノ一ニ該當シ度量衡法施行令第三條第一項各號ニ該當セサル者ナルコトヲ要ス

一、商工大臣ノ行フ度量衡講習ヲ終了シ且ツ二年以上度量衡器又ハ計量器ノ檢定、取締、製作又ハ修覆ノ實務ニ從事シタル者

二、判任以上ノ官ニ在職シテ三年以上度量衡器又ハ計量器ノ檢定又ハ取締ノ實務ニ從事シタル者

三、官廳ノ雇員トナリ十年以上度量衡器又ハ計量器ノ檢定又ハ取締ノ實務ニ從事シタル者
但シ商工大臣ガ特ニ必要ト認メ前項ノ資格ニ關スル制限ニ依ラサルコトヲ認可シタル場合及昭和九年一月二十日迄ニ度量衡器又ハ計量器ノ第一種取締ノ省略ヲ受ケタル度量衡器又ハ計量器ノ使用者ノ該實務ニ通計二年以上從事シタル者ハ此ノ限ニ在ラス

度量衡取締規則施行規程

(昭和十二年九月十四日福岡縣訓令第三十五號改正)

第一條 警察官吏及市町村長ハ時々其ノ所轄内ニ於ケル度量衡器及計量器ノ第二種取締又ハ度量衡ノ計量ノ取締ヲ行フヘシ

警察官吏ハ前項ノ外毎年度一回特ニ指定スル期間ニ於テ取締ヲ行フヘシ市町村長ハ第一項ノ外所轄内第一種取締ノ告示アリタルトキハ特ニ取締ヲ行ヒ同時ニ普ク使用器物ノ數量ヲ調査シ受檢洩ナキヲ期スヘシ

第二條 警察署長ハ度量衡ニ關スル違反ニ對シ即決處分ヲ爲シタルトキ又ハ事件ヲ檢事ニ送致シタルトキハ第三號、書式ニ依リ其都度遲滯ナク知事ニ報告シ、尙檢事ニ送致シタルモノニ付テハ其結果ヲ更ニ報告スヘシ

第三條 警察署長、警察分署長及市町村長ハ所轄内第一種取締施行中ハ其ノ檢査成績ヲ調査シ平時ニ於ケル取締ノ資料ニ供シ且ツ檢査事務ノ補助ヲ爲スヘシ

第四條 營業者ニ對シ取締ヲ行ヒタルトキハ帳簿ノ欄外ニ檢査月日ヲ記入認印スヘシ

第五條 市町村長ハ營業者ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スル者アルトキハ其ノ旨直ニ報告スヘシ

- 一、禁錮以上ノ刑ニ處セラレタルトキ
 - 二、破産又ハ家資分散ノ宣告ヲ受ケタルトキ
 - 三、相續開始ノアリタルトキ
 - 四、氏名又ハ名稱ニ變更アリタルトキ
- 法定代理人ニシテ前項第一號、第二號、第四號ニ該當スル者アルトキ亦前項ニ同シ
- 第六條 第一條第一項ノ取締ヲ行ヒタルトキハ毎年四月十日迄ニ又同條第二項、第三項ノ取締ヲ行ヒタルトキハ其ノ終了後三十日以内ニ其ノ成績ヲ第一號書式及第二號書式ニ依リ報告スヘシ
- 第七條 市町村ニシテ左ノ各號ノ事項ヲ實行シ度量衡器及計量器ノ第二種取締成績良好ト認ムルトキハ一定期間其ノ区域内ニ於ケル使用者ノ第一種取締ノ施行ヲ省略スルコトアルヘシ
- 一、專任取締吏員ヲ置キ取締ヲ行フコト
 - 二、検査ニ必要ナル器具機械ヲ設備スルコト
- 前項ニ該當スル市町村ニ在リテハ取締吏員ノ數、器具機械ノ種類及個數取締ニ關スル經費豫算並最近年度ニ於ケル第二種取締ヲ詳記シ知事ニ申請スヘシ
- 第八條 前條第一項ニ依リ度量衡器及計量器ノ第一種取締ヲ省略セラレタル市町村ハ本規程第一號書式ニ依ル報告ノ外度量衡取締規則第五號様式ニ準シ其成績ヲ毎年六月十五日及十二月十五日ノ二回知事

ニ報告スヘシ

第一號書式

年 月 日

警 察 署 長
(市町村長)

知 事 宛

度量衡器及計量器第二種取締成績報告(何年度分)
又ハ自月日至月日分)

計	取締ヲ行ヒタル總戸數	度 量 衡 器			計 量 器		
		検査箇數	違反器物數	検査器物百中不正器物數	検査箇數	違反器物數	検査器物百中不正器物數

告發シタル犯罪内譯

備考

- (注意) 一、取締成績其一中調査件數及實量不足ナリシモノノ件數ハ取締戸數一戸ニ於ケル同種類ノ商品ニ付多數調査シタル場合ハ之ヲ一件トシテ計上スヘシ
- 二、商品ノ量目弊害矯正ニ關シ本年度ニ於テ施設シタル事項又ハ商工業組合其ノ他團體ニ於テ施設シタル事項ノ大要ヲ備考トシテ記載スヘシ
- 三、正味量表記商品ノ増減ニ付大體ノ狀況ヲ備考トシテ附記スヘシ

第三號ノ一書式

度量衡器及計量器ニ關スル違反者處分報告

處分又ハ告發年月日	違反事實	處分結果	違反者		
			業 務 住 所 氏 名	違 反 者	名

右及報告候也

年 月 日

何 警 察 署 長 氏 名 印

知 事 宛

注 意 一、告發(檢事ニ送致ヲ云フ)ニ係ルモノハ其ノ結果ヲ報告スルヲ要ス
第三號ノ二書式

度量衡ノ計量違反處分結果報告

處分又ハ告發年月日	物件ノ種類	違反事實	處分結果	違反者		
				業 務 住 所 氏 名	違 反 者	名

右及報告也

年 月 日

何 警 察 署 長 印

知 事 宛

注 意 一、告發(檢事ニ送致ヲ云フ)ニ係ルモノハ其結果ヲ報告スルヲ要ス

昭和十二年十二月五日印刷
昭和十二年十二月十日發行

福岡縣度量衡檢定所内

發行兼編輯人 阿 武 紀 明

印刷人 福岡市古小路町二十五番地 川 浪 作 藏

印刷所 福岡市古小路町二十五番地 山 田 印 刷 所

電話東(3)一〇二八番

正 誤 表

頁	行	誤	正
二四	一	本令施行ニ前於ケル	本令施行前ニ於ケル
二五	四	之ヲ檢査ト看做ス	之ヲ檢定ト看做ス
三一	一	メートルノ六十六ルノ六十六分ノ二十五	メートルノ六十六分ノ二十五
三三	六	期間満主後ト雖	期間満了後ト雖
七三	二	之ヲ納付スヘシ	之ヲ納付スヘシ
八二	一〇	二十リツトル以下ノモノニ	二十リツトル以下ノモノニ
八七	一三	又ハ計量筒ノ	又ハ計量筒ノ
九三	一三	重量ヲ齊整スル爲	重量ヲ調整スル爲
九四	四	左ノ定語ニ依ルヘシ	左ノ定限ニ依ルヘシ
一〇〇	一四	之ヲ準用ス	之ヲ準用ス
一四九	三	同轉圓滑ニシテ	同轉圓滑ニシテ
一五五	一四	「ピペット」	「ピペット」
一七七	一一	課税標準額	課税標準額
〃	〃	規定ヲ準用ス	規定ヲ準用ス
一八九	〃	「乳脂計、沈澱管」欄中第二段 目	目盛
一九四	〃	(壓力計ノ下段欄) $\frac{cm}{Sec^2}$	$\frac{cm}{Sec^2}$
二三二	三	重量ヲ齊整スル爲	重量ヲ調整スル爲
二三九	以	降福岡縣度量衡取締規則	度量衡取締規則
二四四	(販賣高届本縣外欄中) 價格	價格
二四五	五	瓦斯「メートル」	瓦斯「メートル」
二五九	一	警察署長、警察分署長及市町村長	警察署長、市町村長
二六〇	一五	第五號様式ニ準シ	第五號様式ニ準シ

終